

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和 7 年 5 月 1 日現在）

1. 当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

19 床の病棟は有床診療所入院基本料 1 を届出しています。

1 日 4 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次の通りです。

9 時から 17 時まで看護職員 1 人当りの受け持ち数: 7 人以内

17 時から 9 時まで看護職員 1 人当りの受け持ち数: 10 人以内

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援・身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. 九州厚生局等へ届け出た全ての届出医療

【基本診療料の施設基準に係る届出】

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・時間外対応加算 1
- ・地域包括診療加算 1
- ・有床診療所入院基本料 1
- ・看護補助配置加算 1
- ・看護配置加算 1
- ・夜間看護配置加算 1
- ・有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算
- ・救急医療管理加算
- ・医師事務作業補助体制加算 2（50 対 1）
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・入退院支援加算 2
- ・入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

【特掲診療料の施設基準に係る届出】

- ・ニコチン依存症管理料
- ・在宅療養支援診療所（別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する）
- ・がん治療連携指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・CT 撮影及び MRI 撮影

- ・外来後発医薬品使用体制加算 1
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・酸素の単価（酸素の購入価格の届出）

5. 入院時食事療養費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時以降)適温で提供しております。

① 入院時食事療養費の標準負担額(1 食について)

一般所得者:510 円

一般所得者(指定難病患者の方):300 円

住民税非課税の方(過去 1 年間の入院期間が 90 日以内):240 円

住民税非課税の方(過去 1 年間の入院期間が 91 日以上):190 円

70 歳以上低所得者区分 1:110 円

6. 施設基準の規定による院内掲示事項及びウェブサイト掲載事項

① 明細書発行体制等加算

当院では医療の透明性や患者様への情報提供という観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

※明細書の発行を希望されない方は、お会計の際にお申し出ください。

② 医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX 推進体制整備について下記の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診察をできる体制を実施しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、ポスター掲示を行っています。
- ・電子処方箋の発行については、今後対応できるように導入を目指しています。
- ・電子カルテ共有サービスを活用できる体制については、現在対応できるように調整中です。

③ 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。

当該保険医療機関を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を実施しております。当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

④ 一般名の処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定のメーカー・医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行っております。特定の医薬品の供給が不足した場合も、一般名処方によって患者さんにとって必要な医薬品が提供しやすくなります。

⑤ 機能強化加算

当院では、かかりつけ医として相談・紹介などを行っています。

- ・患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・専門の医師又は専門の医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じさせていただきます。
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じさせていただきます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

⑥ 地域包括診療加算

当院では、かかりつけ医機能として下記取組を行っています。

- ・健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ・介護保険や福祉サービスの相談をお受けします。状態や状況に応じて、介護保険の申請や介護サービスのご案内を行います。また、介護支援専門員や相談支援専門員からの相談もお受けします。
- ・患者さんの状態に応じて、リフィル処方箋を交付することが可能ですが、当院では、28 日以上の長期の投薬を行います。

⑦ 後発医薬品使用体制加算

当院では、入院及び外来において厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に寄与するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する医薬品は後発医薬品になることがあります。ご理解の程、よろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、当院スタッフまでお声掛けください。